

令和2年第3回臨時会

天栄村議会会議録

令和2年7月15日 開会

令和2年7月15日 閉会

天栄村議会

令和 2 年第 3 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月15日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4
閉会の宣告	2 3

第 3 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第3回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年7月15日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集挨拶
日程第 4 議案第1号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第2号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田	典 子 君	住 民 福 祉 課 長	北 畠	さつき 君
産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君	教 育 課 長	関 根	文 則 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 石 井 大 輔
事 務 局 長
書 記 森 步

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和2年第3回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年第3回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和2年第3回天栄村議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 渡 部 勉 君

8番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

4番、議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年第3回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日7月15日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集挨拶

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集挨拶。

村長より令和2年第3回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回天栄村議会臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会は、工事請負契約の締結及び令和2年度天栄村一般会計補正予算の2議案をご審議願うものであり、その大要につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 工事請負契約の締結についてであります。てんえいふるさと公園整備事業敷地造成（第2期）工事の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した避難所物資の調達、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、生活困窮世帯などへの配食サービス事業、高校生や大学生、ひとり親世帯や在宅介護者への臨時的な財政支援、特別定額給付金の基準日後に生まれた新生児への給付金、村内で生産された農産物の地産地消の拡大、村内商工業事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策支援金の拡充と、歳入歳出それぞれ5,532万8,000円を追加補正するものであります。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和2年7月15日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年7月15日提出、天栄村長、添田勝幸。

- 1、契約の目的、てんえいふるさと公園整備事業敷地造成（第2期）工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、9,680万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、880万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字西横山48番地。

氏名、有限会社おおき建設工業。代表取締役、大木義雄。

提案内容について、お手元の資料によりご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

こちらにつきましては、工事請負の仮契約書でございます。令和2年7月10日付で、有限会社おおき建設工業と仮契約を締結したところでございます。

工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完了は令和3年3月24日でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては、令和2年7月10日に入札を行った、その経過書でございます。

次のページをご覧ください。

こちらにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

次の広い図面のほうをちょっとご覧ください。

こちらにつきましては、今回の2期工事に係る平面図でございます。今回の工事の内容に

つきましては、昨年実施しました1期工事、こちらの続きとなります。

平面図の上部に赤線で記載されております、令和2年度施工という箇所のほうをご覧ください
だきたいと思いますが、今回こちらの箇所の工事というようなことで、図面右側の芝生広場
を除いた範囲の中で行うというようなことでございます。内容としましては、今の芝生広場
と舗装を除く造成がこの工事で終了する見込みでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今この造成の計画図面を見て、恐らくこれ今回この赤線のところ、
令和2年度施工という形になっていますが、ここを盛土するということだと思うんですが、
トンネルの土を使わないということで、どこか恐らく新たに土を運ぶということなんですが、
その辺の手当てというのは業者のほうを通じてできているということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

造成に係る部分の盛土のお話ということだったんですが、当初鳳坂トンネルの土をという
話があったんですけども、いろいろな事情がございまして、そちらのほうを使わないとい
うような方向で今進めておるところなんですが、その代わりなんですけれども、今、各仮置
場の復旧工事がこれから発注されます。そちらの仮置場の土、こちらのほうの残土のほうを
搬入させていただくことによって、こちらを賄えるというような予定でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと意味が分からない、仮置場の土を使うということですか。ど
ういう意味なんだろう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

仮置場の復旧にかかるときに出る土のほうを搬入するというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 私からちょっと詳しくご説明申し上げます。

除染土壌を置いた仮置場を整地するときに、下地をつくることに使った碎石と山砂があ
るんですよ。その上に、下に浸透しない防水シートのようなもの、シートを引いて除染土壌

をフレコンバックに置いたものですから、その下にいい砕石と山砂が、私もちょっと現場を見てきて、これまではその処分もしていたんですけれども、それを有効利用できるというようなことで、これから仮置場を原形復旧する箇所が何か所も出てくるというようなことなものですから、この工事の議決をいただいた中で、今後仮置場の原形復旧、そちらも進めていきますので、その下に引いていた砕石と山砂を使うというようなことですので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今の件は分かりました。

それと、この図面を見てちょっと感じるんですが、この駐車場の駐車台数がこの新たに造るところで44台ということなんですが、44台で間に合うのかどうかちょっと疑問なんです。恐らくこの現在使っているところ、これもプラスということと思うんですが、その辺のちょっと最終的に、要するに一般車、大型車を除いて何台止まれるようになるのか、これを見ると44台ということですが、その辺ちょっと説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

駐車場はその図面にありますように、駐車数は一応計画では54台ということになってございます。

〔「後ろと前の駐車場でって言ったんじゃないの、今の建物の。そういう意味で何台って言ったんだよ」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

駐車場のスペースにつきましては、普通車両が44台、それから大型車両が9台というようなことで、失礼しました、53台になりますね。

〔「この古い建物のこれも合わせて何台になるかって聞いたんだよ。これ駐車場にすんの」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） すみませんでした。

新しく造成する箇所はそういうことなんですが、今既存で使っている駐車場、それから、図面でいうと下の図面になりますけれども、そちらのほうにも大型駐車場は残る予定でございまして、そちらが増えるような形になるかと思っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっとこの44台という台数が、私はちょっと少ないんじゃないかと

思っているんですね。現在の土日の状況とか連休の状況から見て、この台数ではちょっと入り切れなくなるんじゃないかなというふうな気がするんですけども、そういうこともこれ勘案した数字なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、造成はまだ終わっていないところなんですけど、一応その交通量であるとか、利用量というような部分を勘案させていただいて、この程度の駐車場が妥当ではないかというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午前10時18分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時19分）

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それともう一つ、今のは課長はそういう答えて、そういうふうな設計組んだと思うんですが、恐らく私は連休とか何かあるときは、恐らく足りなくなるだろうと思うんですね。恐らくこれ古いほうも使うからということだと思うんですけどもね。今現在使っている駐車場もこのまま使えるようにするんだと思うんですが、この図面で見ますと、古いほうの、古いほうというか、現在使っている駐車場はこれ階段で仕切られていて、これ出口からしか入れないような状況になるんじゃないかと思うんですね、これ。恐らくこれ大里のほうから来て、この広い道が入り口で、こっち現在の使っている出入口は出口にするんじゃないかと思うんですが、そうすると、ここに駐車する人は、本当に現在の建物に用がある人以外はなかなか止めないだろうと思うんですね。下から上がってこられるんだっただけですが、これ二、三メートル下がって言いましたね、それで階段をつけるということですから、階段だとこれ車では上がってこられないわけですから。そういう状況を踏まえると、恐らくこの44台という、いわゆる普通車の駐車台数では足りなくなるんじゃないかなというふうな気がするんですけども、それで十分足りるというふうな、現在までの調査なんかを踏まえて設計されていることに間違いはないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間を頂戴してありがとうございました。

今ほど、議員より駐車場の台数についてこれで足りるのかというようなおたがだだったんですけれども、一応こちらのほうは先ほどお話ししましたとおり、事前にいろいろと調査をして、計画図面上は、結局認定を取らないと計画が進められないものですから、この図面というのはあくまでも当初の計画でございまして、こちらのほう、駐車スペースについてはもう少し広げられるというような見込みでございまして、そちらのほうを十分勘案しながら造ってまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私しょっちゅう出入りしているものですから、その状況というのは自分なりに把握しているつもりなんですけれども、平日は十分これでもう半分ぐらいしか埋まらないというふうな状況だと思うんですが、連休とか、大型連休ですね。もうあそこに行列するような状態が、知っていると思うんですが、続きますので、少なくとも少し余るぐらいの、どこの道の駅でもそのぐらいのスペース取っていますので、またそれだけの余地があるというんだったらまた後で追加すればいいわけですから、その辺も十分考えながら設計してほしいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ここにドッグランって入っていますよね。これドッグランというのは、どういう敷地なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ドッグランについてなんですけれども、ドッグランにつきましては、今いろいろとペットブームというようなこともありまして、こういったところに犬を連れてきて、一緒に飼い主さんと遊べるようなスペースというようなことで、ドッグランというようなことを造らせていただく計画です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これドッグランというのは、車で犬を連れてきた人の、そこで結局犬を散歩させるとか、そこで放し飼いするという、そういう方法なんですか。車に犬をつける自体は法律で違法じゃないですか。その辺確かめましたか。たしか犬を車に乗せるということは、たしか違法だってこの前聞いたと、私がもし勘違いでしたらあれですけれども、犬を車に乗せる自体が違法だと、私はそのように認識をしていました。これは私の間違いだったか分からないんですけれども、その辺は確認していますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

犬を車に乗せるのは違法ではないのかというようなおたしだつたんですけれども、そちらのほうについては確認を取っているわけではございませんので、再度確認を取らせていただいて、情報を得ていきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほど7番議員さんも指摘していましたが、その今の現在ある建物、これは新しい建物とこれは別個になりますけれども、このところは階段で行き来して、今現在使われている道の駅もそのまま継続して使うということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今の道の駅を使うのかというようなお話なんですけれども、売場自体は、この図面というところの北側のところに新たな建屋を建てるという予定で今のところは進めております。こちらのほうには、何か別なことに利活用できればというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、現在使われている道の駅は、今後は使わないということでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

今使っている道の駅の建屋についても、何らかの施設として利用させていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何らかということは、どういう何らかなんですか。そのもう少し詳しく説明してください。どのように使用するんだか。このまま、今現在使っている道の駅はどのように活用するのか、何らかじゃなくて、何に使うんだか、はっきりした答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

本当に具体的な話ではないんですが、案としましては、例えば、観光のお客さんが入って、

ここで観光情報を見れる観光情報センターであったり、それから例えば、研修施設として一般の方に貸し出して会議で使えたりというようなことを一応今想定はしております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、これ調整池なんですけれども、大山工業団地の調整池に比べますとかなり大きいんですけれども、敷地に対して。これは周りが山だからということで、こういうふうに調整池が大きくなったんですか、その辺の理由を聞かせて。大山工業団地の場合は、大山工業団地の敷地に対しての調整池に対してはかなり大きいんですけれども、これは大きい理由は、大山工業団地と比べて、私の聞きたいのは大山工業の団地の調整池に比べればあまりにも調整池が大きいので、その理由を聞かせてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

調整池の面積につきましては、こちら大規模開発ということで、開発する際にこういった調整池を設けなければならないというようなことがありまして、こちらの面積、この計画全体からこちらの調整池に流れる流量を計算して、最大でこちらのほうを組まなくちゃならないというようなことで、調整池の大きさについては決めております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞きたかったのは、比較して、大山工業団地の調整池はこの敷地に対して面積があまりにも、大山工業団地の敷地とするとあまりにもこの調整池が大きいので、だからこの周りの山から水が出る、それを含んでの調整池なんだか、それともこの周りに、山から来た水は調整池に入らないで、その周りから河川をつくって、水を抜けるような方法を取るんだか、その辺がどうなっているのかを聞きたいんですよ。だから、敷地に対してあまりにも大きいんじゃないのかと、あと山から流れる水はここに全部たまるようになるのか、その辺も答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの調整池については、先ほども申しましたとおり、こちらの造成をするという際に調整池を設けなければならないというような法令がございまして、そちらに基づいて大きさを決めて設けております。こちらは県の土木であるとか、建設であるとかというところの指導を受けて、こちらの面積ということにさせていただいております。ですから、こちらを造らないとこの道の駅がちょっとできないというようなことと、あと、先ほどありましたように、あくまでも水、ここの調整池に入る水というのはこちらで描いてある敷地の水と

というようなことで認識しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、この敷地内の周りには、水路は造るということで理解してよろしいんですか。その敷地の周りには、水路は造るということで理解してよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この敷地の周りというようなことですが、こちらについては既設の水路がございますので、基本的には、よっぽどの大雨でも降らない限りは入ってこないというふうに認識しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほど7番議員さんも質問しましたけれども、この今現在使われている道の駅と、あとこの新しく造った道の駅、これを階段でやるということは、私はこれは階段でなくて、ここ幾らか斜めになりますけれども、これ道路で出入りできるようにしたほうがよろしいと思うんですけれども、村長はどのように考えていますか。これは、このところ車を行き来できるような方法のほうが私は利便性がいいと思うんですけれども、ここに階段造るよりも、ここに車が行き来できるような方法のほうが、私はそのほうがかえって利便性がよいと思うんですけれども、村長はどういう考え持っていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

どうしてもその勾配が、高さがあるものですから、議員おっしゃるように、そこがスロープなり何なりでできればすごく使い勝手はいいと思います。ただ、その裏側、建物の裏側になります。そこに道路が下につながるようになってきますので、その階段の部分と、あとは道路もありますので、そちらを利用しながら活用していただくと。通常は、平日であれば今の駐車場で、スペースで十分間に合います。あとはそのゴールデンウィークとか連休中、車が多く入ったときにはこちら側の駐車場も使ったりしながら、多少その不便さは出ますが、裏からの出入りもできるというようなことで、それは解消できるのかと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あとこのドッグランですけれども、もしこれドッグランの、たしか犬を車に乗って歩くというの、たしか法律で違反になっていると思うんです。それは条例かなんか分かりませんが。

このドッグランのところを、今の芝生というのあるでしょう、広場というの。もし、造るんだったらこの中でよろしいんじゃないかと思うんですよ、その芝生の中に。芝生があるんですから、その中に囲いを造ってドッグランにしたほうが私はいいと思うんです。そして、今のドッグランを変えて駐車場にしたほうがよろしいと思うんですけれども。そのほうがこの図面を見ると、芝生の中にドッグラン、もしそれが交通法違反でなかったらね。そのドッグラン、芝生のほうの中に造って、今のドッグランと書いてあるところ、これ駐車場に拡大したほうがいいと思うんですけれども、村長の考えは、そのほうが私は使いやすいし、また芝生に、この芝生というのこんなに大きく要らないから、この中にドッグラン、もし違法でなかったら、こちらのほうが私によろしいと思うんですけれども、村長の考えをお聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今後、そのドッグランと駐車場については、今後のことを見据えて柔軟に対応していきたいと思っていますし、議員がおっしゃるような取組もしていければ、なおその駐車場の確保もできるし、ドッグランの利用もできるというようなことでございますので、今後は、そこは柔軟に対応してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） もし、ドッグランはこの芝生のほうがあまりにも敷地が多いので、こちらのほうにドッグランを造って、もしの場合は、今のドッグランの敷地のところ駐車場にして、もう少し、さっきの7番議員さんが言ったように、お盆とか何かにみんなお花買いにとか何かに行きますよね。そうすると、駐車場が空いてないときが多いんですよ、新盆の時期なんかは。だから、ましてゴールデンウィークなんかの日は、ここは天栄村の広告塔になるような道の駅になると思うんで、数多くの人々の車、車40台、大型というのは恐らく10台は必要ないと思うけれども、一応そこにも普通の一般車も止まれるようなふうにして、ドッグランのところを駐車場にして、この図面は、私はもう少し考える必要があると思いますので、もう一度検討してもらいたいと思います。

私の質問は終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この造成についてですが、先ほど仮置場の基礎部分の残土を使うということであったんですが、その仮置場ということで、放射線の汚染とかというのはやっぱりちょっと気がかりなものですから、それについては全く問題ないということはどうなんでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

仮置場の基礎に使った砕石、山砂に関しましては、検査も適時していますし、今後搬入する場合にはその検査もしながら、防水シートが入っていますので、絶対ない、ゼロということはないので、必ず検査した中で、そこは搬入をしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,532万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,014万3,000円とする。

令和2年7月15日提出、天栄村長、添田勝幸。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5,932万8,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、6目東日本大震災復興基金繰入金、補正額150万円の減。風評被害対策商工事業の中止等に伴うものでございます。

7目こども未来基金繰入金、補正額250万円の減でございます。こども未来応援事業の中止に伴い、皆減となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額400万円。現在、役場庁舎に網戸がないことから、感染防止対策としまして、役場庁舎の網戸設置工事費を計上しているところでございます。

6目企画費、補正額ゼロ。こちらにつきましては、こども未来応援事業として計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止としたところでございます。このため、7節報償費の講師謝礼150万円の減、18節負担金、補助及び交付金におきまして、事業補助金の100万円を減額したところでございます。

なお、こちらのこども未来応援事業に代えまして、夏休み期間中に子どもたちに知識を深めていただき、未来の夢を応援するため、7節報償費におきまして、村内居住の幼稚園児、小学生、中学生470名に対しまして図書カードを配布することとしたため、235万円を計上したところでございます。また、これらの事業推進のため、10節需用費の消耗器材としまして14万円、11節役務費の郵便料としまして1万円を計上したところでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額900万円。12節委託料でございますが、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、生活困窮世帯などに対しまして、弁当をお配りしながら、高齢者の栄養バランスなどの健康チェックや安否確認等を目的としまして、配食サービス事業委託料50万円を計上したところでございます。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、新型コロナウイルスの影響による生活支援を目的といたしまして、学生臨時支援金430万円を計上しております。内訳といたしましては、高校生の応援給付としまして、費用負担の増加した高校生の生活支援を図るため、1人当たり1万円掛ける110人分を計上しております。また、大学生応援給付としまして、こちらも費用負担の増及びアルバイト収入減となった大学生の生活支援を図るために、1人当たり2万円、160人分を計上をしております。

次に、ひとり親世帯臨時給付金60万円を計上しておりますが、内容としましては、新型コ

コロナの影響により子育て費用負担の増加や収入減少を支援するため、児童扶養手当受給世帯を対象としまして、1世帯当たり2万円、30世帯ほどの分を計上しております。

続きまして、新生児臨時給付金300万円ほど計上しております。特別定額給付金の基準日以後に生まれました新生児への生活支援を図るため、1人当たり10万円掛ける30人分としまして300万円を計上しております。

在宅介護者応援臨時給付金60万円でございますが、寝たきり老人等の在宅介護者を支援するため、3万円掛ける20人分としまして計上しております。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額200万円。地産地消拡大応援事業補助金としまして、200万円を計上しております。こちら、村内の農業者が生産する農産物を食材としまして購入し提供する旅館や飲食店などのサービス事業者の方に対しまして、新型コロナウイルスにより消費低迷する農産物の地産地消を推進し、旅館や飲食店と共に連携して消費拡大を図るためのものがございます。購入費の20%、月額3万円を上限としまして助成する事業でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額3,455万円。新型コロナウイルス感染症対策支援金としまして、2,475万円ほど計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、以前実施しました宿泊業10万円、飲食業5万円の支援金の業種を拡大するものがございます。また、月当たりの売上げが、対前年同月比の減少率が30%であったものを20%に拡充して交付するものがございます。なお、交付対象につきましては、企業、直販農家、個人事業主などを対象としております。なお、前回交付しました飲食業につきましては5万、宿泊業に対しましては、今回は対象から除かせていただいております。

新型コロナウイルス感染症対策相談体制支援補助金80万円ほど計上しておりますが、こちらも新型コロナの影響によりまして、各種支援制度の相談業務のほか、周知、申請受付、申請支援などを図るため、商工会に対しまして相談の体制の整備に係る経費、事務費としまして補助金を交付するものがございます。

雇用調整助成金申請費用補助金300万円、新型コロナウイルスの影響によりまして、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用の一部を助成する雇用調整助成金を申請する際に、対象経費の2分の1、上限10万円を支給するものがございます。これらは、申請事務を専門家の方などに依頼した場合に補助するというふうなものでございます。

泊まってエールキャンペーン補助金600万円を計上しております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、特に宿泊業におきましては営業困難な状況が続いていることから、本村への誘客を図るとともに宿泊施設への宿泊促進を図るため、村内宿泊施設を利用した宿泊者1人当たり3,000円を宿泊施設に対して補助するものがございます。1人当たり3,000円

としまして2,000人泊、600万円の計上でございます。

6目放射能対策費、補正額270万円の減でございます。18節負担金、補助及び交付金、風評被害対策商工業振興事業補助金120万円の減でございますが、清酒で乾杯事業及び地域活性化事業の中止に伴う不用による減でございます。

滞在型誘客促進事業補助金150万円の減でございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス対策費誘客促進補助金への組替えでございます。

次のページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額647万8,000円。災害備蓄用資材購入費用といたしまして、10節需用費で64万8,000円ほど計上しております。こちらは避難所における感染防止対策のため、パーティション用段ボールの購入費としまして200枚の購入費用、そのほか簡易トイレ50箱、アルコールウェットティッシュ100袋、冷却シート、瞬間冷却材などの購入のほか、避難所設営のための区画を示すための養生テープや布テープなどの購入費用、こういったものを計上しております。

17節備品購入でございますが、こちらで備蓄用資材購入費用としまして583万円ほど計上しております。こちらにつきましては、段ボールベッド20台、スポットクーラー10台、クイックテント、プライバシー保護テントでございますが、こちらが100基。サーマルカメラ、体温の表面温度を測定するカメラでございます、こちらを4台。非接触体温計20台などの購入費用などとして計上しているところでございます。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額80万円でございます。こちら7節報償費におきまして、成人式記念品としまして30万円ほど計上しております。内容としましては、このたび清酒で乾杯など事業の中止、また成人者のお祝いの意味を兼ねて今年度の事業として計上するものでございます。成人者60名掛ける5,000円として計上しております。

12節委託料でございますが、こちらで50万円ほど計上しております。こちらは関東圏などに在住する成人者などの参加を促すために、リモートによる成人式の開催を図るための費用でございます。こちらのリモート機器設営整備委託としまして、50万円ほど計上したものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額120万円。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 7ページをお願いします。

泊まってエールキャンペーン補助金、これ1人3,000円と今言いましたよね。そうすると、2泊3日とか、3泊4日とかというとその日にちの限定とか、あと回数なんかはどのようになっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

泊まってエールキャンペーン補助金、1人3,000円の内容なんですけど、こちらにつきましては1人の方が連泊されても、何回使ってもというようなことで、そちらについては制限はございません。ただし、期間につきましては、一応今年の8月から9月というようなことで、2か月限定というようなことで一応行わせていただいて、2,000人泊というようなことでお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今の説明聞きますと、何回使っても構わないということですか。あと、1人3,000円、夫婦で行った場合には6,000円、2泊3日、3泊4日というのも可能であるということでも、そういうふうに理解してよろしいんですか。そして、これは役場のほうに申請するんですか。それとも、例えば湯本の旅館とか、二岐の旅館に契約してやるんですか。その辺はどのようにすればよろしいんだか、もっと分かりやすく説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、観光協会の補助金として出しまして、観光協会が主となって行うものでございますが、申込みにつきましては、泊まるお客さんから各宿にお申込みいただいて、これでやっていただきたいというようなことで、宿のほうではそれを3,000円引きして会計していただく。そして、お金のほうはその引いた宿のほうにお支払いするというような方法を取っていきたいと思っています。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 6ページの図書カードの件なんですけれども、これ1人当たり5,000円というふうになりますね。図書カードを1人に1,000円か500円の図書カードを配るということで、それはそれで子どもたちに本を読んでもらいたいという趣旨は分かるんですけれども、これは配ってそれで終わりということなんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

こども未来応援事業の代替え事業としまして、今回この図書カードの交付ということに至ったわけですが、まず、夏休み中に読書をしていただき、将来の自分の夢を見つけていただきたい、その一助になればということで提案させていただきました。それから、休校等に伴って、授業とかが遅れているというところで、そういったものの参考書や問題集なども購入していただき、学習支援のほうにも充てていただけたらなということで計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 趣旨は十分分かるんですけども、図書カードって結構何にでも使えますよね。その辺の、それみんなそのとおりに参考書買ったり、本買ったりしてくれればいいんですけども、買った後確かめるとか、そういうことしないんでしょうか。だから、その辺が心配なんですよ。これは5,000円小遣いもらったと同じなんです。図書カードだからといって、本当に本買うわけでもないと思うんですよ。ゲーム機も買えるし、何でも買えるんですよ、お金と同じだから。その辺、何かちょっと軽く考えているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺どういうふうにして、きちっと趣旨のとおり使ってもらえるようにするんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 確かに今、議員さんがおっしゃったように、図書カードなんですけど、漫画を購入したりとか、そういったのにも使ってしまう子どもさんもあるかもしれないんですが、確かにそれを購入したかということは、今のところ確かめるといような方向ではいく考えではございません。ただ、天栄村の子どもたちのことを信じ、また親御さん、それから子どもさんにもこの趣旨が十分分かるようなチラシ等も導入しまして、将来に向けての読書につなげていただけたらなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 教育長さん、これ何かいい方法ないですかね。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答え申し上げます。

今、議員ご指摘のことですが、実は私そのことを考えておりません、誠に申し訳ございません。これちょっと教育委員会の中でもちょっと相談して、対応していきたいなというふうに思っております。申し訳ございません、それしか回答できなくて。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この図書カードの件は、もちろん学校教育課、教育長サイドとも話し合っただけでしょう。違うんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

あくまでも教育とは別で、将来の夢を見つけていただく、そういった参考にしてもらえばということで図書カードの交付を今回考えております。先ほど、違う方向に使ってしまうのではないかなというご指摘もございましたが、配布方法としましては学校経由で配布しようと考えておりますので、その辺は今後教育課と相談しまして、先生からの指導等も仰ぎながら進めていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 趣旨は十分に分かっています。ただ、方法と結果、それを考えると、これ軽々に図書カードを5,000円分配ったからいいべという話じゃないので、学校通じて配るんだっただらば、しっかり教育長等とどういうふうなことでやるかとかと相談していないんですか。今、課長は答えていなかった。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

事前に教育課との相談というのは行っておりませんでしたので、今後詳しく煮詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 本当にこれ235万使って、学校を通して配るのであれば、しっかりと学校と相談して、しっかり効果があるような対策を取らないと、ただお金くれると同じだと思います。だから、そういうすばらしい理想があるというか、目標があるんだっただらば、しっかり学校教育課等と教育長とかと相談しながら、こういう計画というのは練るべきだというふうに思いますので、本当に効果があるようにお願いします。

それと、次の質問いきます。

7ページの農業振興費、地産地消拡大応援事業補助金、これの仕組みをもうちょっと具体的に説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

地産地消拡大応援事業の詳しい内容というようなことなんですけど、まず、事業の流れにつ

きましては、飲食店、旅館、ペンションさん、それからサービス事業者さんで食材を提供する方が村内の道の駅であったり、村内の生産者であったり、村内の小売店であったり、から村で生産された農産物、これ加工品は除くんですけれども、そちらを買っていただいて、それをペンションさんとか飲食店さん、旅館さんで提供していただいた場合、こちらをそちらの業者さんが、月ごとにどちらの農家さんのものだというようなことを書いていただいて、その数量を書いていただいて、村のほうに申請していただくというようなことで、その購入費の内容の20%をこちらのほうから補助金としてお支払いするというので、先ほど申し上げましたが、上限は3万円というようになっております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 申請する業者というのは、旅館業、食堂、飲食業、その他飲食をサービスする業者が申請するというので、その申請は毎月やるということでもいいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

申請につきましては、毎月のをまとめていただいたものを何か月かごとに申請していただくのも可ではないかというようなことをお話ししておりますが、まだちょっと、なおその詳しい細かいことについて詰めていないものですから、ただ、基本的には申請者さんがやりやすい形で、何か月か分まとめたものも受け付けるというような方向で考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ちょっと確認なんで、これ月3万じゃなくて、全体で1業者3万ということ。

〔「月3万」の声あり〕

○4番（小山克彦君） 月3万でしょう。ということはまとめると、6か月だったら18万とかというふうになるんですよね。このまとめるといふのは多分レシート、領収書だと思うんですけども、これ例えば道の駅辺りで、あそこで販売されているネギとか地場産品のもの買ったということで、地物か地物以外のものかという判別、そういうものというのはできるんですか、レシートで。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

生産者の判別ができるのかということだったんですが、これから使っていただく旅館さんとかには周知していく形になると思うんですけども、何せ村の生産者が作った野菜を出し

てくださいよと言っただくということで、申請書のほうには購入した農産物と、一応生産者名が入るといふようなことになっていますので、道の駅であったり小売さんから、そちらのほうはしっかりとしたものを買っていただいて、そちらの納品した伝票であったり、購入伝票のコピーを添付して申請していただくといふような仕組みにしていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今年の3月ぐらいから3、4、5、6、今までかなり米生産の農家、我が村は天栄米で売っていますので、旅館とか施設とかがかなり休業したということで、契約して売っている米農家さんいるんですけども、かなりの損失とかがあってあるんですよね。この地産地消拡大というんですけども、だから、そういう単なる道の駅とかそういうところで買って、レシートでこう3万円上限でといふのもありなのかも分からないですけども、そういった農家の、新型コロナの影響で受けた損失みたいなものといふのも結構出ると思うんですよ。例えば給食、学校休業になって米食べなかったとか。そういうのは学校のほうであるかと思うんですけども、そういった損失みたいなものをもう一回さらって、きちっと調べて、そういうふうなところに補助金といふか手当でするといふような方法もありじゃないかなといふふうに思うんですけども、かなり本当に米生産農家で、例えばゴルフ場とかそういう施設と契約していて、3か月ぐらい全然もう売上げなかったとか、ブリティッシュヒルズなんかはもうずっと営業できない状態、そこで食べる米とか、かなりのものだったんですよ。そちらのほうの補償といふようなことも考えるべきじゃないかなと思うんですけども、それはどうでしょう。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

コロナウイルス感染症の拡大によって、農家の方がかなりダメージを受けているんじゃないかということで、そこに対する支援はといふようなおたしだと思っておりますが、今回の予算の中で、コロナウイルス感染症対策の支援金といふようなことで2,475万ほど上げておりますが、こちらについては直販の、特に米農家さん、宿とかに出されている方についてもここでカバーできると。一律10万円にはなってしまうんですが、そちらのことで対応していただきたいということと、それから、農家さんの方には、そういった方であれば、特に個人事業主ということで見れば、農家の方も国でやっています持続化給付金100万円の補助金を頂けるといふようなこともありますので、我々産業課のほうからそういったチラシを出しまして、そういったものも受けてくださいよといふようなことでご案内はしているところでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和2年7月15日招集の令和2年第3回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は、全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第3回天栄村議会臨時会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月8日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	工事請負契約の締結について	7月15日	原案可決
2号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	7月15日	原案可決